碧南市水防計画の修正の要旨

１　趣旨

この計画は、水防法（昭和２４年法律第１９３号）及び災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）並びに愛知県水防計画の定めるところにより、洪水、津波又は高潮による水害を警戒、防御し、これによる被害を軽減するため、碧南市の各河川、海岸に対する水防上必要な監視、予防、警戒、通信連絡、輸送又は水門若しくはこう門の操作、水防のための消防団の活動、水防管理団体相互間の応援並びに必要な器具資材、施設の整備と運用について実施の大綱を示したものであり、「碧南市地域防災計画」と相まって水災の軽減に努めることを目的としたものである。

２　修正の方針

(1) 愛知県水防計画の修正の主な反映

大雨注意報の発令基準値の修正、水防協力団体の追記、その他の規定整備等

(2) 碧南市各部局における活動の主な反映

変更事項及び表記の整理等

３　修正の概要

(1) 愛知県水防計画の修正の主な反映

愛知県水防計画の修正に伴い、必要な修正を行う。愛知県水防計画の修正内容は以下の通りである。

ア　大雨注意報の発令基準値の変更

＜修正箇所＞

本編Ｐ２３

イ　水防協力団体の追記

＜修正箇所＞

本編Ｐ８４

(2) 碧南市各部局における活動の主な反映等

碧南市の各部局における活動内容及び検討内容を反映し、必要な修正を行う。変更内

容は以下の通り。

ア　碧南市機構改革による部課名等の変更

＜修正箇所＞

本編Ｐ８他

イ　碧南市消防団編成表の数値修正

＜修正箇所＞

本編Ｐ９